

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、平成7年3月※日に会社を退職したので、当時専業主婦であった私の妻と二人で市役所に行き、私は国民年金への切替手続を、妻は第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をそれぞれ行った。

国民年金保険料は、自宅に納付書が郵送されてきたので、私の妻が平成7年4月に、金融機関で夫婦二人分の同年3月分の保険料を納付したと思う。

一緒に納付した妻の保険料だけが納付済みで、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険に加入中の昭和51年11月に国民年金に加入し、国民年金に加入している期間の保険料はすべて納付しており、第3号被保険者と第1号被保険者の切替手続も複数回適切に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったと認められる上、申立期間の申立人の妻の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、平成7年3月途中で退職し、翌月から再就職先が決まっていたにもかかわらず、退職直後の同年3月中に、わずか1か月である同月分の国民年金への切替手続を行っており、その月の保険料を納付していなかったとは考えにくい上、申立人の妻は、申立期間の保険料は、納付書が届いてすぐに夫婦二人分を納付したと思うと証言している。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立期間を除く国

民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年12月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで
③ 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和38年3月※日に市役所へ婚姻届を提出した際に、併せて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私は仕事の都合で長期間に渡り不在であることが多かったため、納付できる時に私が市役所や社会保険事務所へ行き、まとめて保険料を納付していた。国民年金保険料については未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立期間はいずれも12か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、途中の申立期間②及び③が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入後は、納付できる時に市役所や社会保険事務所へ行き、過年度分の国民年金保険料を一括して納付したり、前納を行ったりして、未納がないように納付したと主張しているところ、申立人の申立期間②及び③の前後の納付記録から、過年度保険料の一括納付や前納を行っていたことが確認でき、申立内容は信憑性が高いと認められる。

さらに、申立人には、国民年金手帳記号番号が2回払い出されており、それぞれ異なる氏名で記録管理されていたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間①について、申立人は昭和 38 年 4 月に加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 1 月に初めて払い出されており、その時点では、申立人の資格取得日は同年 1 月 7 日となっていたと確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えるのが合理的である。

また、申立人には昭和 46 年 11 月に再び国民年金手帳記号番号が払い出されており、その記録では申立人の資格取得日は、38 年 3 月 14 日となっていることが確認できるが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和48年10月から49年3月まで

私の夫は、昭和35年10月ごろ市から届いたお知らせをきっかけに国民年金に加入した。加入手続は私が市役所で行い、その際に国民年金手帳を受けたかは憶えてないが、国民年金保険料を納付した際に、ハガキ大の100円と書いてある領収証を受けたことを憶えている。

その後、転居してからも区役所の出張所で保険料を納付し、その都度、領収証を受けており、現在住んでいる市に引っ越してからは、集金人に納付したことを憶えている。

国民年金保険料については、欠かすことなく納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は区役所の出張所で国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人は出張所の所在地を鮮明に記憶している上、申立人が保険料を納付したとする出張所は当時存在しており、保険料を収納していたこ

とが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間③について、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後に種別変更手続きを行い、昭和49年以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、種別変更手続きを行ったにもかかわらず、その直後の申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は申立期間③の国民年金保険料について、集金人に納付したと主張しているところ、申立人が居住する市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は昭和35年10月ごろに加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は40年11月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した際に、領収書を受け取ったと主張しているが、申立人の居住していた市では、当時、保険料の収納は印紙検認方式で発行していることが確認できることから申立内容と一致しない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年12月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から41年9月まで
② 昭和43年2月から46年12月まで
③ 昭和49年1月から同年12月まで

私は、会社を退職する際、経理の人に国民年金へ加入するように勧められたので、市役所に行き自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その次に勤務した会社を退職した後も必ず国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。夫と婚姻した後も引き続き保険料を納付しており、夫が会社を退職した後は、夫の分の保険料も併せて夫婦二人分の保険料を私が納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及び申立人の夫は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、特殊台帳で確認できる範囲でも基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間②のうち、昭和46年1月から同年12月までの夫の保険料は、その間大半が厚生年金保険被保険者期間であったことから還付されているものの、いったんは納付済みとされており、申立期間③についても夫の保険料は納付済みとされており、この両期間については、申立人が夫と共に保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和43年2月から45年12月までの期間については、未加入期間とされており、申立人の国民年金手帳記

号番号が払い出された 49 年 3 月時点では、いずれも時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もなく、当時の申立人の夫もこの期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く期間について、国民年金の未加入及び保険料未納期間とされている。

また、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和 43 年 2 月から 45 年 12 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2147

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 11 月まで

私は昭和 36 年 2 月ごろに国民年金の任意加入の手続を行った。その後、夫が公務員の場合は、加入してもしなくてもいいと友人から聞いたので、同年 12 月に、私は夫を伴って私の国民年金の任意加入を取りやめる手続を行うために区役所に行った。その際、加入していた期間の保険料を一括で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫を伴って申立人の国民年金の任意加入を取りやめる手続を行うために区役所に行った際に、申立期間の保険料を一括して納付したとしているところ、申立人及びその夫は共に、区役所職員に申立期間の保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶しており、納付したとする保険料額も、申立期間について納付すべき保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の被保険者であった期間のうち申立期間以外に未納は無く、任意加入被保険者の資格取得及び喪失の手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの期間及び62年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで
③ 昭和56年12月から57年3月まで
④ 昭和59年4月から同年7月まで
⑤ 昭和62年8月

昭和42年ごろ、親から老後を考えて国民年金に加入するよう言われたので、私が国民年金に任意加入する手続を行った。

国民年金保険料は、私が、集金人に納付したり、納付書により銀行で納付しており、家計簿にも保険料額が記載されている。

保険料の納付が遅れてしまった場合は、後からさかのぼって納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付し、家計簿にもその保険料額が記載されていると主張しているところ、申立期間③については、申立人が、家計簿として当委員会に提出した「金銭出納帳」の写しの昭和57年12月の欄に56年12月から57年5月までの期間について2か月ごとの保険料額が記載されており、申立人が56年12月から57年5月までの保険料を一括して納付したと推認され、その記載された金額は、56年12月から57年5月までの保険料額と一致しているとともに、申立人の57年4月及び同年5月の保険料は納付済みとされていることから、申立人が申立期間③の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間⑤については、「金銭出納帳」の写しの昭和62年8月の

欄に記載された金額は、申立期間⑤当時の2か月分の国民年金保険料の額と一致しており、同年同月に、申立人が2か月分の保険料を納付したことが推認できる上、申立期間⑤の前後の月の保険料は納付済みとされていることから、申立期間⑤の1か月だけが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立人が提出した「金銭出納帳」の写しには、国民年金保険料の支出と推測できる記載があるものの、その中には、申立期間①及び④当時の保険料の支出に関する記載はない。

また、申立期間②については、「金銭出納帳」の写しのうち、昭和56年3月の欄に「国民年金」として支出したとする金額が記載されているものの、その金額は昭和54年度の3か月分の保険料額と一致しており、申立期間②の保険料額とは一致しない。

さらに、申立期間④について、申立人が昭和59年4月分として当委員会に提出したスケジュール帳の写しに印字された日付及び曜日は同年4月のものと一致しない上、スケジュール帳の写しに「年金4, 5月分」と手書きされているものの、金額等は記載されておらず、その記載内容からは、申立人が申立期間④の保険料を納付したと推認することはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの期間及び62年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 53 年に、国民年金保険料を納め忘れた人でも、特例でさかのぼって納付することができる制度があることを知った。

特例納付保険料は、区役所で、その時点で未納となっていた期間のすべてについて、昭和 53 年から 54 年又は 55 年までの間に、回数は憶えていないが、分割で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年から 54 年又は 55 年までの間に、その時点で未納となっていた期間のすべての国民年金保険料を、特例納付により分割で納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によれば、申立人は、申立期間直後の 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を、第 3 回特例納付により納付していることが確認でき、第 3 回特例納付は 53 年 7 月から 55 年 6 月までが実施期間であることから、申立人の主張のとおり分割して納付したとしても不自然ではなく、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の保険料については、高額であったと記憶しているものの、分割して納付したため、総額については憶えていないとしているところ、申立人の夫は、「昭和 53 年ないし 55 年当時は、建築業を営んでおり、ミニハウスの建築を手がけていたが、当時はミニハウスを建てるのが社会現象となっていたので、いいタイミングで仕事を取ることができた。」と述べており、申立人も「当時夫は個人経営で、顧客も個人客であったため収入は現金であり、まだ子供もいなかったため、夫婦二人分の特例納

付保険料を分割で納付するだけの資力は十分にあった。」と述べていることから、申立人の夫は、夫婦二人分の特例納付保険料を分割で納付することができるだけの資力を有していたと推認できる。

さらに、申立人は、現に、申立期間後の保険料を特例納付しているが、本来、特例納付は、先に経過した月の分から行うこととなることから、申立期間の保険料については、納付済みとなっていた可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 53 年に、国民年金保険料を納め忘れた人でも、特例でさかのぼって納付することができる制度があることを知った。

私の特例納付保険料は、妻が区役所で、昭和 36 年 4 月以降の未納期間すべてについて、53 年から 54 年又は 55 年までの間に、回数は憶えていないが、分割で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和 53 年から 54 年又は 55 年までの間に、その時点で未納となっていた期間のすべての国民年金保険料を、特例納付により分割で納付したと主張しているところ、申立人の特例納付保険料を納付したとする申立人の妻は、52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を、第 3 回特例納付により納付していることが確認でき、第 3 回特例納付は 53 年 7 月から 55 年 6 月までが実施期間であることから、申立人の主張のとおり申立人の申立期間①、②及び③の保険料についても分割して納付したとしても不自然ではなく、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、申立期間①、②及び③の保険料の合計額については、高額であったと記憶しているものの、分割して納付したため、総額については憶えていないとしているところ、申立人は、「昭和 53 年ないし 55 年当時

は、建築業を経営しており、ミニハウスの建築を手がけていたが、当時はミニハウスを建てるのが社会現象となっていたので、いいタイミングで仕事を取ることができた。」と述べており、申立人の妻も「当時夫は個人経営で、顧客も個人客であったため収入は現金であり、まだ子供もいなかったのも、夫婦二人分の特例納付保険料を分割で納付するだけの資力は十分にあった。」と述べていることから、申立人は、夫婦二人分の特例納付保険料を分割で納付することができるだけの資力を有していたと推認できる。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、申立期間①、②及び③以降、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 61 年 12 月まで
② 平成 4 年 11 月から 9 年 10 月まで

私の夫は、昭和 42 年に国民年金に加入してから、国民年金保険料を納付してきた。54 年から 61 年ごろは景気も良く、家を新築したくらいなので、納付する資力は十分あったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの期間について、申立人は昭和 55 年分の確定申告書の控えを所持しており、その社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は、55 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の夫婦二人分の保険料と一致することから、申立人は、申立期間①のうち、55 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間、56 年 1 月から 61 年 12 月までの期間及び申立期間②について、申立人の妻は、申立人が国民年金保険料をすべて納付していたと主張しているところ、申立人は、既に亡くなっており、その妻も、申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の昭和 58 年以降の確定申告書の控えには、国民年金保険料

の記載はない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2152

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入しておいた方がよいと夫に勧められ、昭和49年12月に加入手続を行った。国民年金保険料については、加入後から付加保険料を含めて納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、実在していたとともに、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時妻から金融機関で国民年金保険料を納付していると聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入した時から付加保険料を納付しているとともに、口座振替で納付するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

私は、昭和52年に、夫が厚生年金保険被保険者であっても国民年金に任意加入できることを知り、将来のことを考えて区役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、納付書により金融機関で保険料を納付することが可能であったとともに、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、当時、実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年2月に任意加入していることから、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入し、付加保険料前納や口座振替を行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2154

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月に、夫が、区役所の支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、黒っぽい赤色の国民年金手帳が発行されたが、破棄して現在は所持していない。

集金の頻度は思い出せないが、国民年金保険料の月額が夫が 150 円で私は 100 円だった。夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人か支所にて印紙検認で納付しており、未納にしたことはないので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 5 月に申立人の夫と連番で払い出されており、前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、同年 4 月ごろに加入手続を行ったものと推認され、加入手続を行いながら、当時、国民年金保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人の記憶している国民年金手帳の色及び保険料の月額は申立期間当時のものと一致しているとともに、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫が集金人及び区役所の支所にて印紙検認で納付していたとしており、申立期間当時の申立人の居住地域の制度とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間以外には未納がなく、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っており、国民年金保険料の納付意欲が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2155

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から同年 12 月まで

私が会社を退職した昭和 56 年 8 月ごろ、妻が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が納付書により納付したが、申立期間においては集金人に納付したのか、定期預金の集金に来ていた信用金庫の行員に預けていたのかははっきりしない。55 年 5 月に妻が老後は年金が必要と思い、妻の分の国民年金に再加入したところであり、私の分だけ未加入としておくはずがなく、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 56 年 8 月ごろ、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、その時期は申立人の妻が年金の必要性を感じて 55 年 5 月に国民年金に再加入した 1 年余り後であり、申立人の加入手続を行っていなかったとは考え難い。

また、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その納付方法は取引のある信用金庫の行員が定期預金の集金時に預けたか、町の集金人に納付したとしているところ、申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該信用金庫では申立期間当時から、顧客の国民年金保険料の納付を代行するサービスを行っていたとしており、また町も集金人が集金を行っていた地区もあるとしている。

さらに、申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年12月までの期間、43年10月から44年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から42年12月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続きを行い、保険料を納付し、転居した先においても、母が国民年金保険料を集金人に納付していた。

その後、私が結婚したとき、また、転居したが、母から年金手帳を渡され、申立期間②及び③の国民年金保険料については、私が集金人に納付した。

申立期間①については、母は、「私の国民年金保険料を19歳の時から納付しているから老後の生活は安心だ。」と度々話をしていました。申立期間②については、国民年金保険料を納付した際、集金人が年金手帳に押印していたように思う。その後、申立期間③については、集金人に国民年金保険料を納付すると、細長い紙を国民年金手帳に貼付していたように思う。各申立期間については、国民年金保険料を納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、いずれも6か月と短期間であり、当時、申立人の住所や申立人の夫の仕事など生活環境に大きな変化はなく、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、途中の申立期間②及び③が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②及び③当時においては、申立人が主張している保険料

の納付方法は、実際の納付方法と一致していると認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和 42 年 4 月以降の期間については、申立人が国民年金手帳の交付を受けた 43 年 1 月時点で、現年度納付可能な期間であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も納付済みとなっていることから、申立人の主張は特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 42 年 3 月以前の期間については、申立人が学生であった時期が含まれ、未加入期間とされており、かつ申立人が加入手続を行ったと考えられる 43 年 1 月時点では、過半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、42 年 3 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和 42 年 3 月以前の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 12 月までの期間、43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2157

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月

私は、昭和51年1月に市役所の支所で国民年金の任意加入の手続を行い、毎月郵便局や同支所で国民年金保険料を納めてきた。

その後、54年7月に市役所で任意加入の資格喪失手続を行ったが、その際、資格喪失月である7月分の保険料の未納を窓口の担当者に指摘され、市役所の中の金融機関の窓口で納めた。金額については、はっきりとは覚えていない。

申立期間が未加入となり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所内の金融機関窓口で納付したとしているところ、申立期間当時市役所の中に金融機関の窓口が存在し、現年度納付が可能であったことが確認できる。

また、申立人は、昭和54年7月に任意加入の資格喪失手続を行い、その際、同月分の国民年金保険料の未納を指摘され納付したことを鮮明に記憶しており、当時申立人は、毎月の国民年金保険料をその月内に納付していたことから、資格喪失月の保険料を収納することは、制度上は考えにくいものの、申立内容は明らかに不合理とまでは言えない。

さらに、申立期間は1回かつ1か月と短期間であるとともに、申立人は、任意加入も行き、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も適切に行っており、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど国民年金に対する意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成3年2月から同年3月までの期間、4年1月から同年3月までの期間及び10年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月から同年3月まで
② 平成4年1月から同年3月まで
③ 平成10年12月

私は、知人に勧められて自分で国民年金の加入手続を行った。私が国民年金保険料を納付したが、金額については記憶がなく、納付方法についても納付書で納付したと思うが、どの銀行で行ったかは分からない。

私が、妻の分と共に国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、妻の保険料が納付済みなのに、私の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、自分が申立人の妻の保険料と共に納付していたので、妻が納付済みなのに自分が未納になっているのは納得できないとしているところ、申立期間に係る妻の保険料は納付済みとなっており、申立期間が含まれる平成2年から14年までの間の夫婦の保険料の納付は、おおむね同一月に行われていることが認められることから、申立人の申立期間の保険料が納付されていたとしても不自然ではない。

また、申立期間はいずれも短期間であるとともに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当時、申立人の職業及び住居に変更はないなど生活上の大きな変化は見受けられないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続以降においては、申立期間及び夫婦共に未納の2か月間を除いて保険料をすべて納付し、60歳到達後の再加入以

降はおおむね前納しているなど国民年金に対する意識が高いことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2159

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
国民年金の加入手続は、私が 20 才になった時に両親が行ってくれた。
結婚するまでは、保険料も両親が納めてくれていたが、昭和 38 年 3 月に結婚した以降は、ずっと私が納めてきた。
申立期間の納付方法は、集金の方が来てくれていたように思うがはっきりしない。
夫の勤務先や住所の変更もないなかで、1 年間だけ未納にするはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更が無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者への切替手続も適切に行うなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 50 年 2 月に友人に勧められ国民年金加入の手続を行った。

国民年金に加入以来、付加保険料を含めて一度も国民年金保険料の納付を怠ったことはなく、家計簿にも申立期間中の保険料納付金額が記載されている。

申立期間について、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みであるとともに、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人が所持する家計簿には、申立期間の国民年金保険料として、付加保険料を含めて納付した場合に相当する金額の記載があり、申立期間の保険料を付加保険料を含めて納付したとする申立人の主張には信憑性^{しんびょうせい}が認められる。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、付加年金にも加入するなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろに、経営していた美容室にやって来た集金人から国民年金制度の説明を受けたことをきっかけに国民年金に加入し、国民年金保険料についてはその集金人に納付していた。その後、次女が生まれたころからしばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、再び保険料を納付し始め、そのころに、市から過去の未納分についてもさかのぼって納付できると勧奨されたので、市役所で納付書を作成してもらい、銀行の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、市から過年度納付の勧奨があったので、市役所で過年度納付書を作成してもらい、銀行の窓口で納付したと主張しているところ、申立人の居住していた市では、当時、被保険者に対して国民年金保険料の未納があった場合、未納状況を告知する文書を送付し、4 月中であれば、過年度納付書を市役所で作成し、窓口で被保険者に渡していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料を再び納付し始めたころに、過去の未納分を納付したと主張しているところ、申立人は昭和 56 年 4 月から再び保険料を納付し始めていることが確認でき、この時点では、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であるとともに、申立人が過年度納付したと主

張する保険料額は、当時の実際の保険料額とおおむね一致している。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、43 年 1 月から同年 3 月までの間に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の所持する領収証書から、申立人は昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を 43 年 8 月に納付していることが確認できることから、申立期間①については、時効により保険料を納付できなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月26日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から44年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を43年9月1日に、資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を44年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から44年6月1日まで

私は、60歳の誕生日前に、年金見込額の確認に社会保険事務所を訪れた際、厚生年金保険の被保険者期間が実際に勤務していた期間と異なることに気付いた。その後、年金裁定通知書が届いた時にも厚生年金保険の被保険者期間は修正されていなかったため、保管していた給与明細書を持参して社会保険事務所に記録訂正を申し出たが、訂正できないとのことであった。申立期間中は、A社B支店に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社B支店に継続して勤務していたことが確認できる（昭和44年6月1日に同社B支店がC地からD地に移転）。

また、申立人の保管する給与明細書及び昭和43年分給与所得の源泉徴収票により、昭和43年7月26日から同年9月1日までの期間及び同年10月

1日から44年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年9月については、申立人の保管する給与明細書において、同月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、43年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された金額は、1か月分の厚生年金保険料及び健康保険料を除いた金額とおおむね一致していることから、申立人は、43年9月について、厚生年金保険被保険者として同月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や、申立てどおりの被保険者資格の喪失届を提出する機会があるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和43年7月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年8月及び同年10月から44年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月6日から41年8月6日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和39年8月6日から41年8月6日まで勤務していた。初めの1年間は厚生年金保険の記録はあるが、後の1年間である40年8月6日から41年8月6日までの期間の記録は無い。申立期間の給与明細書と失業保険証もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言、B社から提出された「厚生年金保険事務管理台帳」及び申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間を含めA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、「申立人と同時期にA社に入社して現在もB社に勤務している従業員については、記録が欠落していないことから、当時、B社では、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく

定時決定や資格喪失届などを適切に届けており、保険料納付も行われているものとして、申立人のみの事務手続きを誤って行うことは到底考えられない」と主張しており、その証拠として同従業員の「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」及び「厚生年金保険事務管理台帳」を提出している。

しかし、これらの資料からは、事業主が申立人に係る保険料を納付したことを確認することはできない。

また、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの被保険者資格の喪失届なども提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和40年8月6日を厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から41年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における資格喪失日は、昭和35年3月16日であると認められることから、申立期間について厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年12月26日から35年5月6日まで

社会保険庁の記録では、私がBとして勤務していたA社での記録が昭和32年2月12日から34年12月26日までとなっているが、実際は35年5月5日にC国から帰国するまで金銭的なトラブルが無く生活していたので給料をもらっていた。給与明細書や厚生年金保険料控除の書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたパスポートにより、申立人が、昭和35年4月22日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、34年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は昭和34年12月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が35年3月16日に行われているが、34年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録をさかのぼって訂正されているものが複数存在している上、申立人を含む7名の者は、34年12月26日に被保険者資格を喪失した旨の処理が35年3

月 16 日に行われており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険の資格喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、また、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が同社を厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理をした昭和 35 年 3 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 34 年 12 月から 35 年 2 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の 34 年 11 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 35 年 3 月 16 日から同年 5 月 6 日までの期間については、A 社は、既に解散し、事業主の所在も不明である上、申立人は「自分のことを知っている上司や同僚等はいなかった」としているため、これらの者から申立期間における厚生年金保険料の取扱状況を確認することができない。

また、申立人は「明細書無しで給料を家族が自宅で受け取っていた」としており、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶は無い。

このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 35 年 3 月 16 日から同年 5 月 6 日において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、37年4月は9,000円、同年5月は1万円、同年6月から同年8月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要

申立期間 : 昭和37年4月2日から同年9月18日まで

私は、社会保険庁の記録では、昭和37年9月18日資格取得となっているが、同年4月2日から勤務していた。

給与明細書があるので、昭和37年4月2日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和37年4月は9,000円、同年5月は1万円、同年6月から同年8月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主も死亡しているが、申立人と同じ中学を卒業し、同時に同社に入社した2名の資格取得日が申立人と同日となっていることから、事業主

が同社における申立人に係る資格取得日を昭和 37 年 9 月 18 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月27日から同年12月1日まで

私は、昭和48年11月にA社B支店から同社C支店に転勤したが、継続して同社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出されたA社発行の職員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和48年11月15日付けでA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、45年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から同年11月までは10万円、同年12月から46年2月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月2日から46年3月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、当該期間は会社からの指名により、C法人で行われる講座に参加を命ぜられていた。その間の所属は本部付けであり、当然のことながらこの間も会社から給与を受けていた。給与支給票を提出するので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支給票、A社人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(社会保険の適用上は、昭和46年3月25日に同社B支店から同社本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給票の厚生年金保険料から、昭和45年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から同年11月までは10万円、同年12月から46年2月までは9万2,000円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給与から控除した保険料は別の口座に一旦受け入れることになっており、納付していなければ控除した保険料が未処理で残るため、未処理のまま放置された状態は考えられず保険料を納付したと主張するが、これらの理由からは、事業主が保険料を納付したことを確認できない上、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和45年4月2日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年4月から46年2月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 937

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年2月20日まで
社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成6年10月から9年1月までの標準報酬月額が、26万円から9万8,000円に下がっているが、申立期間の厚生年金保険料は、標準報酬月額26万円に相当する金額が控除されているので、調査し社会保険事務所の記録を元に戻してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の所持する申立期間の一部の給与支払明細書から、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する26万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成9年4月28日より後の同年5月22日付けで、6年10月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げている。係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た26万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月16日から同年10月1日まで

昭和55年10月1日にA社B支店から同社C支店に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録では同社B支店の資格喪失日が同年9月16日になっている。事業主が発行した在籍証明もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金計算書及び在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年8月のA社B支店の厚生年金保険被保険者原票から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額（11万8,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年8月20日まで

平成6年5月1日から同年8月20日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同期間については、標準報酬月額が11万8,000円から8万円に訂正されていることが判明した。しかし、A社には約15万円の給料を約束して入社したので、8万円に変更される理由が無いことから、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年12月31日）の後の平成7年7月6日付けで、6年5月1日にさかのぼって標準報酬月額を8万円に引き下げていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者全員についても、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられているが、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の資格取得当初に事業主が社会保険事務所に届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

神奈川県厚生年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月17日から同年11月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、43年10月18日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、41年10月が欠落している。私は、厚生年金保険被保険者資格が途切れることは考えられず、保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の在籍記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年10月17日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年11月の社会保険庁のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年1月から同年9月までは36万円、5年10月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年12月30日まで
社会保険庁の記録では、平成5年1月1日から同年12月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間当時の給与は約32万円であり、勤務内容にも変更はなかった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは36万円、同年10月から同年11月までは32万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月30日以降の6年1月20日に、申立人の標準報酬月額は5年1月にさかのぼって同年1月から同年9月までは、36万円から8万円へ23等級引き下げ、同年10月から同年11月までは、32万円から8万円へ21等級引き下げていることが確認できる上、申立人と同様に、10名の標準報酬月額の記録が一律8万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から同年9月までは36万円、5年10月から同年11月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年4月まで

昭和48年12月ごろ、友人に付加年金を含めた国民年金への加入を勧められ、市役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行った。

夫が会社を退職し昭和51年5月に国民年金に加入した際、私が既に国民年金に加入していることを知らずに、私の国民年金加入の手続を行ってしまった。

現在は紛失してしまったが、昭和48年12月ごろに加入手続を行った時に国民年金手帳が交付され、国民年金手帳には領収書が添付されていた。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月ごろに友人に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で51年5月に交付されており、申立人は申立期間を含めて住所の変更がないことから、市役所で既に国民年金に加入している申立人に対して、重複して国民年金に加入させるとは考えにくい。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人が別の番号で申立期間に国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から同年7月までの期間、同年10月から同年11月までの期間、58年6月から平成3年7月までの期間、6年9月、7年2月、同年5月、同年11月、8年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から同年7月まで
② 昭和57年10月から同年11月まで
③ 昭和58年6月から平成3年7月まで
④ 平成6年9月
⑤ 平成7年2月
⑥ 平成7年5月
⑦ 平成7年11月
⑧ 平成8年1月
⑨ 平成8年3月

私は、昭和45年に結婚し、市役所に婚姻届を提出した際に、窓口の職員から国民年金に加入するように勧められたので手続を行った。

加入手続後は、毎月決まった時期に集金人が来るようになったので、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、その妻も、申立期間の大半の保険料は未納となっている。

また、申立期間は9回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政側が誤ることも考え難い上、申立期間以外にも国民年金の未納期間が散見される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付し

ており、他の方法で納付した記憶はないと主張しているが、国民年金被保険者名簿では、申立人は、申立期間のうち、申立期間①から③までの期間について、口座振替により保険料を納付していたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの期間及び48年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年12月まで

私は昭和35年ごろ、国民年金制度ができたときに夫婦共に国民年金に加入した。43年4月に転居した際、集金人が来なかったために納付を忘れてしまったが、私が昭和50年12月に夫と私の分の国民年金保険料を特例納付によって一括して納付した。

私の夫は納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付金額や納付時期の記憶が曖昧であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当初ほかの期間を申し立てていたが、その後、申立人の夫が保険料を納付していなければ、申立人も納付していないとして、申立人の夫が保険料を納付している期間のみに申立期間を変更しているところ、確かに申立人の夫は、昭和50年12月に、特例納付及び過年度納付により保険料をさかのぼって納付していることが認められるが、申立人の夫の場合には、当時、さかのぼって保険料を納付しなければ、60歳時点で年金受給資格に必要な25年の加入年数を確保できなかったと考えられるのに対して、申立人の場合には、特例納付等を行わなくても、60歳時点で25年の加入年数を得られることから、申立人の夫とは事情が異なり、必ずしも夫と同様の期間の

保険料を納付していたとは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

私は、会社を退職した昭和49年2月に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に同年2月及び同年3月の2か月分の国民年金保険料を納付し、その後、市役所の出張所で同年4月から51年3月までの保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に同年2月及び同年3月の2か月分の国民年金保険料を納付し、その後、市役所の出張所で年数回の間隔で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿による国民年金手帳の交付時期は、共に51年9月となっていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号の払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間について、申立人が居住していた市の出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その当時、同出張所で保険料の収納業務を行っていなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年12月までの期間及び49年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から48年12月まで
② 昭和49年9月から53年3月まで

私は、市の広報で国民年金にさかのぼって加入し、未納の分の国民年金保険料を納付できることを知った。将来働けなくなった場合を案じ、私の妻が市役所の窓口で説明を受け、加入手続をした。今までの未納の分の国民年金保険料を何回かに分けてすべて納付したが、保険料の総額は50万円前後であったことを記憶している。確かに全額納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付時期は記憶にないものの、未納となっている期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から加入手続を行ったのは昭和55年5月上旬と推認され、当時は第3回特例納付が行われていた期間であり、さかのぼって保険料を納付することは可能であった。確かに、申立人の納付記録によると、36年4月から40年3月までの保険料を55年6月に特例納付していること、53年4月から55年3月までの保険料を55年7月に過年度納付していることが確認できるが、この納付月数は、申立人がこれら特例納付等を行わなかった場合に、60歳時点で年金受給資格を得るのに不足する月数にほぼ相当することから、申立人は、当時年金受給資格を満たすためにこれら特例納付と過年度納付を行ったと考えるのが合理的である。

また、申立人は未納となっている期間の国民年金保険料については、何回かに分けてすべて納付したとしているが、申立人が現に前述の特例納付を行

ったのは特例納付が可能な最終期限である昭和 55 年 6 月 30 日であり、制度上、特例納付は先に経過した月から順次行うものとされていることから、この日より前に納付があったと考えるのは不自然であり、また同年 7 月 1 日以降においては、特例納付自体を行うことはできない。

さらに申立内容のとおりさかのぼって一括納付した場合の納付金額と、申立人が主張している納付金額は乖離^{かいり}している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 53 年 1 月まで

私は、厚生年金保険に加入していた人は、国民年金に加入できないと聞いていたので、昭和 42 年 5 月に会社を退職後、すぐには国民年金に加入していなかったが、姉から国民年金に加入できるようになったと言われたので、会社を辞めて 1 年程経ってから役場で国民年金の加入手続を行った。しばらくして、役場から保険料の金額が書かれた通知が送られてきたので、これを持って役場に行き窓口で保険料を納付したが、国民年金手帳の交付を受けることはなかった。その後も、3 か月ごとに役場に行き納付してきた。

しかし、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間が未加入期間になっているとのことだった。私が役場に行き国民年金の加入手続を行い、保険料も私が納付してきたのに、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場から送られてきた通知を持って役場に行き、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間において居住していた町では、昭和 50 年までは、国民年金手帳に印紙検認する方法により保険料を収納していたことから、申立人の主張する方法では申立期間の過半は保険料の納付を行うことができない期間である。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入しているが、申立期間当時、36 年当時の国民年金手帳を引き継ぐものとは認識していなかったとしていること、及び申立人は 42 年 5 月に退職しており、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人が申立期間の保険料

を納付するには、新たに国民年金に任意加入し、国民年金手帳の交付を受ける必要があった。ところが、申立人は、申立期間当時国民年金手帳の交付を受けた記憶はないとしており、かつ、申立期間当時に住んでいた町では国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後、53年2月に転居した市において払い出されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 49 年 3 月まで

結婚後の昭和 42 年ごろ、夫の母親から、集金人に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いた。

夫の母親は、既に他界しており、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付のことはわからないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫の母親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、結婚後の昭和 42 年ごろ、申立人の夫の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人が結婚する前の 38 年 11 月から 39 年 2 月までの間であると推認されるが、申立人はこの加入手続についての記憶がないことから、申立人が、この国民年金手帳記号番号により保険料を納付していたとは考えにくく、かつ、結婚前に、申立人の夫の母親が、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 49 年 4 月まで

社宅内の主婦たちの日常会話の中で国民年金の事が話題に上り、私は厚生年金保険被保険者の配偶者であったが、国民年金に加入できることに興味を持ったので、社会保険事務所へ行き国民年金制度の説明を受け、その場で加入手続を行った。その後は、納付書が届くようになったので、月額 1 万円ほどの国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、社宅に住んでいたころに、社会保険事務所で行ったと主張しているが、申立期間当時、国民年金の加入手続は社会保険事務所では行っておらず、市区町村で行っていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料は当時の実際の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳でも資格取得時期が同年 10 月とされていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料が納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、若いころ国民年金の保険料を納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所、納付金額などの記憶が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月ごろに、職権適用で払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2171

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 2 月に居住していた区の職員から勧められて国民年金に加入した。公務員だった父親から、老後の年金は大切だから絶対に国民年金保険料は払い続けるようにと言われたこともあり、60 歳になるまで保険料を納付し続けた。平成 18 年 9 月に、初めて申立期間の一部の国民年金保険料が未納になっていること、及びその他の期間には国民年金に加入さえしていなかったと聞かされ驚いた。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 11 月までについては、申立人は、同年 4 月に同じ区内で転居したが、転居後の住所地に届いた納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳には同年 4 月前後に住所を変更した記載はなく、区が保管する昭和 55 年度及び 56 年度の国民年金被保険者収滞納一覧表からも、申立人の住所変更の届出があった形跡はうかがえない。

さらに、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳に、56 年 12 月 1 日に任意加入者として資格を喪失した後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格を取得した記載があり、当該期間は国民年金には加入していなかったと考えられることから、保険料を納付できない期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳に昭和 57 年度に納付書を送付した旨の記録があることから、区役所から納付書送付不能の進達があり、その後社会保険庁から改めて納付書が発行されたことがうかがえるが、特殊台帳上でも申立人

の住所地が昭和 56 年 4 月前後に変更された記載は見当たらず、申立人が当時納付書を受け取っていなかった可能性は否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に、将来のことを考えて、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私若しくは夫が市役所や金融機関に行き納付書で納付したにもかかわらず、申立期間が未納及び、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について申立人若しくはその夫が納付書で納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿の備考欄には、昭和 58 年 2 月付で、申立人の電話番号及び国民年金資格喪失について近日中に相談する旨の記載があることから、申立期間当時、申立人は保険料を納付しておらず、申立人は任意加入者であったため、市が確認の連絡を行っていたと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、市の被保険者名簿では、申立人は、昭和 60 年 3 月に資格喪失手続を行い、年度当初の 59 年 4 月にさかのぼって資格喪失したことが確認できることから、申立内容と一致しない上、その時点から、申立期間のうち、59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、未加入期間となり、国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年9月まで

私の妻は、昭和45年12月ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、妻は、自宅に来ていた50歳代の女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料が納付済みで、私が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和45年12月ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は46年1月に払い出されているものの、同一日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見受けられないことから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳によると、昭和41年9月に国民年金の被保険者資格が喪失した後、再び同資格を取得した時期が平成4年1月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2174

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年3月まで

私が独身のころに母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親が納付してくれていたが、昭和42年11月に結婚して転居した後しばらくは、夫婦二人とも国民年金に関する手続も保険料納付もしていなかった。しかし、区役所から再三督促の通知が来たので、いつごろかは不明だが、夫が区役所に行って夫婦二人分の未納期間の保険料をさかのぼって一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が一括して納付したと主張しているところ、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、その夫は、夫婦二人分の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶はあるが、納付時期や納付金額などは憶えていないとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫は、「一括で納付した国民年金保険料は1年か2年分であったと思う。」旨証言している上、申立人の特殊台帳では、申立人の昭和48年度及び49年度の保険料は、昭和51年3月に過年度納付されたことが確認できるとともに、申立人の夫も48年4月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の夫は、48年4月以降の夫婦二人分の保険料を一括で過年度納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から6年8月まで

平成4年9月に夫が定年退職をした後、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続をしないままになっていたが、6年9月ごろ、区役所から未納の通知書が納付書とともに届き、夫が区役所で種別変更手続をするとともに、未納分を一括で支払った。

手続以後の期間の保険料については、毎月区役所にて納付していたため、未納はないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと述べており、保険料を一括納付したことは一度しかないとしているところ、申立期間直後の平成6年9月から8年3月までの期間の保険料を、8年10月に一括納付していることが確認でき、その保険料額は、申立期間の保険料を一括納付した場合の金額と大きな相違はない。

また、申立人の夫は、種別変更手続後の保険料については毎月区役所で納付していたと主張しているが、納付記録上、保険料が1か月ごとに納付されるようになったのは平成8年8月分からであり、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が同年7月に行われていることから、申立人の夫が実際に種別変更手続を行ったのは同年7月ごろであると考えのが自然であり、この時点では、申立期間のほとんどは時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 45 年 2 月までの期間及び 60 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 45 年 2 月まで
③ 昭和 60 年 2 月から同年 3 月まで

私は、会社に在職していた昭和 49 年 10 月以降に市役所の支所で、担当者から、このままでは国民年金の受給資格期間が足りなくなるので、不足分の国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われ、保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、昭和 60 年 2 月に会社を退職し、同支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、60 歳になるまでの間、国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 49 年 10 月以降に一括して国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が述べる保険料額は、現に第 3 回特例納付により納付済みとされている 45 年 3 月から 48 年 3 月までの保険料額とほぼ一致している一方、保険料を納付した時点で未納とされていた同期間と申立期間①及び②の保険料額の合計額とは大きく相違している。

また、前述の記録上、申立人の特例納付の始期とされている昭和 45 年 3 月は、この時点を経験として、以降 60 歳まで保険料を納付したとすると、その月数と現に納付済みとなっている月数の合計が申立人の年金受給資格に必要な加入月数である 264 か月ちょうどになることから、申立人は同年 3 月以

降の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間③について、申立人は、昭和 60 年 2 月に会社を退職し、市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、60 歳になるまでの間、保険料をすべて納付していたと主張しているが、申立人は、63 年 3 月ごろに社会保険事務所で年金の請求を行った際に、申立期間③の保険料が未納とされている旨の通知を受け、その後、60 歳以降に国民年金に任意加入し、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付しており、同期間についても、申立人の年金受給資格に必要な加入月数を満たすため、保険料を納付したものと考えるのが合理的である。

加えて、申立人は、会社を退職した直後は、保険料を納付していなかったかもしれないと述べているなど、申立期間③当時の保険料の納付状況は不明確である。

このほか、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年7月まで

私は、昭和50年1月ごろに市役所の支所で国民年金の任意加入手続きを行い、その後、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間のうち、50年4月から同年7月までの領収書は紛失して手元に無いが、同年1月から同年3月までの領収書は所持している。私は、同年1月から保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月から同年3月までの期間の領収書を所持していることから、同年1月ごろに国民年金の任意加入手続きを行い、同年1月以降は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する3枚の領収書は、昭和50年度1月分から3月分と記載され、保険料が納付済みで申立期間後の昭和51年1月から同年3月までの期間のものであることが確認できることから、申立内容と合致しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得時期が昭和50年8月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで

私が、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 7 年 1 月から 12 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与と比べて大幅に低くなっている。

私は、給与の支払いについては経理事務所に、社会保険の納付については社会保険労務士事務所に任せていたので、標準報酬月額の届出がどうなっていたか分からないが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人が主張する申立期間に係る標準報酬月額は、平成 7 年 1 月 1 日から 12 年 2 月 1 日までの期間について 98 万円、12 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間について 83 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 12 年 7 月 31 日）の後の 12 年 8 月 18 日付けで、7 年 1 月 1 日から 9 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 11 万円に、9 年 1 月 1 日から 12 年 7 月 31 日までの期間の標準報酬月額を 9 万 2,000 円に遡及^{そきゅう}して引き下げている。

また、申立人は「印鑑を社会保険事務所の職員に渡し、書類の内容は知らないが、その書類に捺印された」旨述べている上、「申立期間当時保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議した」旨述べていることから、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 20 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、高校卒業後、昭和 35 年 4 月 1 日から A 社に勤務しながら、大学の夜間部に 2 年間通った。昭和 37 年 4 月 1 日からは同大学の昼間部に転部することとなり、同年 3 月末で同社を退職した。社会保険庁の記録によると、勤労学生だった 2 年間のうち、昭和 36 年 4 月 20 日から 37 年 4 月 1 日までが厚生年金保険の加入者になっていない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚 1 名は、既に亡くなっていることから、聴取することができず、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した 5 名の同僚は、申立人が A 社に勤務していたことは記憶しているが、申立期間当時に勤務していたとの記憶は無く、申立期間の勤務実態を確認できない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることもできない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで
平成 19 年 7 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとのことであった。

受給の事実は無いので、自身でも手を尽くして調べたが、古いことであり受給していないことを証明する資料、証言等を得られなかった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した覚えも無く、受領もしていないので、申立期間について、被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 23 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 7 月 9 日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 18 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所で厚生年金加入期間について照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の当該期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 32 年 4 月から 37 年 9 月 1 日まで正社員として勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、35 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 1 日までの期間とされていた。

今でも親交のある中学校の同級生とは中学校卒業後、昭和 32 年 4 月にA社に入社した。同じ業務をし、かつ同じ入社日なのに、同級生の厚生年金保険の資格取得日は 33 年 11 月 1 日であることに、納得がいかない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言及び同期入社した同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していた実態がうかがえる。

また、申立人及び申立人と同様の勤務内容で、昭和 32 年 4 月に入社したとする同僚 4 名の厚生年金保険の資格取得年月日は、入社から 1 年 2 か月後が 1 名、1 年 8 か月後が 1 名、申立人と同じ 3 年後が 2 名となっており、当時、A社では、厚生年金保険の取扱いについては労働者ごとに区別をしていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同様の勤務内容であったとする同僚 4 名及び申立人と同じ資格取得日（昭和 35 年 4 月 1 日）の複数の同僚に照会を行ったものの、申立期間のA社における厚生年金保険の取扱いをうかがわせる証言を得ることができなかった。

加えて、申立人は、給与明細書や賃金台帳など、厚生年金保険料の控除の

事実が確認できる資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月ごろから 34 年 11 月ごろ

私は、社会保険事務所からの年金案内を受け取って、初めて厚生年金保険の記録が欠落していることが分かった。高等学校を卒業後、A 駅の西口にある B 社（現在は、C 社）に昭和 28 年から 34 年の 6 年間、販売員（正社員）として働いた。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に B 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B 社は、昭和 38 年 11 月に設立され、申立人が勤務していたと主張する場所に系列の D 店が開店したのは、昭和 53 年 10 月 6 日であると回答している。

また、A 駅西口周辺の商店街振興組合事務局及び周辺の百貨店に、当時の状況について聴取したところ、「昭和 30 年前後の時代は、B 社系列の店及び同名の店はなかった。当該場所は、別の会社の倉庫があった記憶がある」と証言している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた 3 名のうち 1 名は、既に死亡しており、他 2 名については、連絡先が不明で証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人は、申立期間についての記憶が曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 22 日から 45 年 2 月 1 日まで
平成 18 年に夫の年金相談をするときに一緒に確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みである旨の回答をもらった。
申立期間について、脱退手当金の支給を受けた覚えが無いので、被保険者期間として年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 45 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に年金の記録の確認をしたところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和 17 年 6 月に A 社に入社し研究開発をしていた。19 年 8 月 5 日から 20 年 8 月 30 日までの 1 年間は軍隊に入隊したが、復員後、同年 9 月に A 社に戻り、36 年 8 月末までと同じ場所で研究開発を行ってきた。保険料は毎月の給与から控除されており、退職した事実もないので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失の原因は、「職員」との記載が確認でき、その後の資格取得日は、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）が施行された昭和 19 年 6 月 1 日となっていることから、申立人は、18 年 1 月 1 日に、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）が適用される工場等に勤務する労働者から事務職員に職種が変更になったために被保険者の資格を喪失したものと認められる。

申立期間②については、申立人は、A 社の人事発令記録及び在籍期間証明書により、同社に在籍していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、理由は不明であるものの、申立人と同日の昭和

20年9月1日には、多数の被保険者がその資格を喪失している上、その者の中には、申立人と同様に、資格喪失後、数か月して、再度当該事業所において被保険者資格を取得している者も数多く存在している。

また、社会保険事務所の保管する被保険者名簿及び被保険者台帳における申立人に係る記載に訂正等はなく、社会保険事務所の処理に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の記憶している同僚のうち1名は、既に死亡しており、もう1名は連絡先が不明であり証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から57年3月30日まで

私は、60歳の時、老齢年金裁定請求を行った際に被保険者記録を確認したところ、昭和55年11月から標準報酬月額が7万2,000円となっていることを知り、疑問を抱いていた。平成20年6月ごろに郵送されてきたねんきん特別便を契機に、申立てを行った。申立期間当時事業主であったが、なぜこのような記録になったのか調査し、回答をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、厚生年金保険被保険者であったことが、社会保険事務所の保管する被保険者名簿により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和57年7月30日）後の同年11月4日に、申立期間の55年11月から57年3月までの16か月間の申立人の標準報酬月額について、遡及して減額処理が行われていることが上記の被保険者名簿により確認できる。

一方、申立人は、「昭和57年度に社会保険料の数か月分を滞納し、管轄社会保険事務所に対し約束手形を切ったが、その後A社の倒産により、不渡りとなった」と述べている。

また、申立人は、「昭和57年夏ごろに、管轄する社会保険事務所から、事業主印を持って来所するよう呼び出しがあった。赴いたところ、同事務所職員が数枚の書類に、事業主印を押印したが何も説明がなかった」と述べている。

しかしながら、申立人が、社会保険料を滞納し、事業主印を持参して管轄社会保険事務所に赴いたことを考え合わせると、申立人は、当該標準報酬月額減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として当該標準報酬月額減額処理に同意しながら、自らの被保険者資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 2 日から 41 年 8 月 9 日まで
社会保険庁の記録では、A社を昭和 41 年 8 月 9 日に資格喪失して、42 年 8 月 8 日に脱退手当金が支給されたと記録されている。私は、34 年 4 月に一度脱退手当金を受け取ったが、その後脱退手当金を受け取った記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和 42 年 8 月 8 日に支給決定されているが、被保険者台帳には同年 5 月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、申立期間とその前の期間とを合算して脱退手当金の支給手続が行われたと考えられる上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていたことを意味する「脱」表示が記されているほか、申立人から聴取しても、申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給し、申立期間後については、受給した記憶が無いというほかに、脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 13 日から同年 4 月 13 日まで

昭和 32 年 2 月 20 日から 34 年 4 月 6 日まで A 社 B 工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、「A 社労働組合史 2」によると、申立期間は工場の操業短縮のため、優先採用条件付解雇により A 社 B 工場で 470 人（男性 237 人、女性 233 人）に、社会保険の資格を昭和 33 年 1 月 13 日喪失、同年 4 月 13 日再取得とする一時離職の取扱いを行ったことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和 33 年 1 月 13 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年 4 月 13 日に資格を再取得していることが確認でき、A 社からは、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失届及び資格取得届が提出されている。

これらのことから、申立人は上記優先採用条件付で解雇され、申立期間は A 社に勤務していなかったと考えることが自然である。

また、申立期間と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失及び再取得した複数の同僚からは、「一時離職に応じ、離職中は失業手当を受給しており、給与は支給されていなかった」と証言をしている。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、申立てに係る事

実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 953 (事案 131 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 45 年 12 月 11 日まで
昭和 49 年 10 月ごろ厚生年金保険被保険者証を紛失したため、A 社会保険事務所に届出再交付の申請をしたところ、B 社 (現在は、C 社) に勤務した期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

昭和 45 年 12 月に B 社を退職する際、脱退手当金という制度について説明を受けたが、年金を受給することを選択したので、当然脱退手当金を請求しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について再度調査をして厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済である旨の「脱・A (社会保険事務所名)」の表記が記されており、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認めがたいことや、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 1 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金の請求手続き及び受給について覚えがない」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月5日から同年7月31日まで
社会保険庁の記録によれば、A社での勤務期間中、昭和30年2月5日から同年7月31日まで、6か月間の欠落があるが、人事異動や会社の移転等の特別な動きは無く、あくまでも一貫して勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社での見習い期間を経て、A社に入社していることは、申立人と同時期に就業していた複数の同僚や、申立期間当時の社長の家族全員の証言、社会保険庁の記録から確認できる。

しかし、申立人は「年度は不明であるが、見習い期間を終えて約半年間、実家に一時帰郷した後に再度入社している」としているところ、一時帰郷していたとする時期について同僚からの証言を得ることができず、申立人が一時帰郷していた時期が申立期間である可能性もうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、昭和29年8月6日に資格取得、30年2月5日の資格喪失に伴って健康保険証を返還した記録がある。その後、同年8月1日に資格取得したことが確認でき、この処理において不自然な点はみられない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細は無く、また、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年3月31日まで

A社を経営していた期間のうち、平成6年10月から8年3月までの標準報酬月額は、それ以前の額とかけ離れており、実際に得ていた給与に相当する標準報酬月額とは異なっている。

当時、社会保険事務所の徴収課職員と標準報酬月額の引き下げの手続きをした記憶がある。社会保険庁の記録では標準報酬月額が32万円から9万2,000円に変更になっているが、これほど大きく引き下げた記憶は無い。給与は32万円から30万円位だったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は32万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月31日）の後の平成8年4月11日付けで、6年10月から8年2月までの期間について遡及して9万2,000円に訂正処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は「申立期間の標準報酬月額について、ここまで極端に引き下げた覚えは無い」と主張しているもの、同時に「売り上げが減り、他に高利の借入等もあり、社会保険料の納付が滞ったので、社会保険事務所の職員と相談して、自分自身で標準報酬月額の減額訂正の手続きをした」とも述べて

いることから、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 10 年 1 月 12 日まで

平成 7 年から 9 年ごろまでは会社の経営状態に問題は無かった。平成 9 年 10 月ごろに銀行からの融資が止められ、10 年初めに不渡り手形を出し会社は倒産した。よって、平成 7 年から 9 年ごろまでは給料を大幅に減額していないので、標準報酬月額が最低金額になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 1 月 12 日）の後の同年 1 月 19 日付けで、7 年 3 月から 10 年 1 月までの 34 か月間の標準報酬月額について、遡^{さかのぼ}って減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は「社会保険関係の手続きを担当していた役員から給料を下げると社会保険料が安くなると社会保険事務所の職員に言われたと報告を受けた」と述べている。

また、標準報酬月額を引き下げられている役員及び幹部社員が複数名おり、これらの者は保険料を安くするために標準報酬月額を引き下げることの説明を聞き、それに同意したと述べていることから会社内で話し合いが行われ、申立人も代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。